

7月は教育庁『コンプライアンス推進・サービス事故防止』月間です！



公務員の行動としてふさわしいですか。

東京都教育委員会では、毎年7月を「コンプライアンス推進月間」(教育庁各部、事業所、都立学校対象)と「サービス事故防止月間」(全公立学校対象)として位置付け、自己点検や研修を行い、汚職等の防止強化とサービス事故の根絶、コンプライアンス推進のための意識強化を図っています。

コンプライアンス推進月間

東京都教育委員会では、7月をコンプライアンス推進月間とし、教職員一人ひとりの意識改革を進める上で、コンプライアンス推進の充実を図っていきます。

① 知っていますか？「さぐり行為」

さぐり行為とは、事業者が厳格に管理されている情報を教職員から聞き出そうとする行為のことです。これらの情報を不正に入手することも含まれます。

さぐり行為を持ちかけられやすい案件として、修学旅行や卒業アルバム制作の仕様や予定価格等の情報が該当します。東京都教育委員会では、事業者の皆さまに対し、教職員に情報を聞き出そうとしないよう働きかけています。

② 情報の「さぐり行為」や「不正入手」の防止策

教職員は、業務を進めていく上で利害関係者と打合せ等をするに当たっては、以下の観点に心がけましょう。

- ◎公務員としての自覚を持つ
- ◎複数の教職員で対応
- ◎密室での打合せを避ける

また、厳格に管理されている情報が含まれる起案文書等は、机上または未決箱に放置せず、教職員自らが副校長や校長に持ち込むことも、情報の不正入手の防止策として有効な手段の一つです。

職場環境を整備することも大切ですね！



公立小・中学校に勤務されている教職員の方も、同様な取組みをしていただきますようお願いします。

問合せ先・相談窓口

総務部法務監察課

☎03-5320-6736

サービス事故防止月間

個人情報の紛失、交通事故、体罰、不適切な指導、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント、通勤手当の不正受給等、都民の信頼を失墜するサービス事故が後を絶ちません。

以下のサービス事故防止のポイントをおさえて、行動を改善しましょう。



① サービス事故を起こさないという自らの意識を高めること

サービス事故は、「…したつもり」「そのつもりはなかった」という判断の甘さや油断から発生することが少なくありません。研修等を通じて、サービス事故に対する危機意識を高めましょう。

② 東京都の教職員としての自覚と責任をもった行動を習慣化すること

自己点検等を通じて、自らの行動を振り返り、東京都の教職員として服務規律を遵守した行動を習慣化しましょう。

③ 報告、連絡、相談のシステムを常に意識すること

職場内で互いに確認する体制や仕組みを整えることで未然に防げる事故も多くなります。

この機会に、サービス事故に関する正しい知識と高い倫理観を身に付け、教職員相互の理解と協力で、都民の信頼を失うことがないように、サービス事故を起こさない学校にしましょう。

問合せ先・相談窓口

人事部職員課

☎03-5320-6798